

# WE ARE YOUR DOL



Division of Equal Opportunity Development (機会均等開発課)

## ニューヨーク州労働局 米国障害者法による苦情処理手続き

本苦情処理手続きは、1990年米国障害者法（以下「ADA」）の要件を満たすために制定されたものです。NYS労働局によるサービス、活動、プログラム、または給付の提供において、障害を理由とする差別があるとして苦情を申し立てたい人が使用できます。障害者差別に関する雇用関連の苦情については、NYS DOLの機会均等開発課から入手可能な方針で、別の場所で網羅されています。

苦情は書面で行い、苦情申立人の氏名、住所、電話番号、問題の場所、日付、説明など、差別の疑いに関する情報を記載する必要があります。苦情申立の書式は特に問いません。障害をお持ちの方のご要望に応じて、個人面談や苦情の内容をテープに録音するなどの代替手段を提供します。

苦情は、違反の疑いから60暦日以内に、できるだけ早く、苦情申立人および/または指名を受けた人によって、以下の場所に提出するものとします。

ディレクター

NYS Department of Labor Division of Equal Opportunity Development  
State Campus, Building 12, Rm. 540  
Albany, NY 12226

苦情を受け取ってから15暦日以内に、ADAコーディネーターまたは指名を受けた人は、苦情と可能な解決策について話し合うために、苦情申立人と面談します。会議から15暦日以内に、ADAコーディネーターまたは指名を受けた人は、書面で、また必要に応じて、大活字、点字、録音テープなど、申立人にとって利用しやすい形式で回答します。回答は、NYS労働局の立場を説明し、苦情の実質的な解決に向けた選択肢を提示します。

ADAコーディネーターまたは指名を受けた人による回答が問題を満足に解決しない場合、申立人および/または指名を受けた人は、回答受領後15暦日以内に、機関の代表または指名された人に決定の不服を申し立てることができます。

訴えを受け取ってから15暦日以内に、機関の代表または指名を受けた人は、苦情に対する機関の最終的な解決策、またはさらなる対処のために問題がADAコーディネーターに戻されたことを示す書面、および必要に応じて、申立人がアクセス可能な形式で回答するものとします。さらなる措置が必要な場合、回答書から15日以内に申立人に連絡します。

ADAコーディネーターまたは指名を受けた人が受け取ったすべての書面による苦情、機関の代表または指名を受けた人への上訴、およびこれら2つのオフィスからの回答は、NYS労働局によって少なくとも3年間保管されます。